


所管部課		総務部 職員課		部長		北田 和雄		
件名		東大和市職員労働安全衛生管理規則の一部を改正する規則について						
		区分		○		1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条 例							
	規 則							
	部 課							
	機 関							
<p>1. 要旨</p> <p>労働安全衛生法および労働安全衛生規則の一部改正により、産業医の職務の見直しおよび心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）の実施が追加されたことから、東大和市労働安全衛生管理規則の文言整理を行い、ストレスチェックを加えるものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>第8条第6項中「及び省令第14条第1項」を削り、「次」を「省令第14条第1項各号」に改め、同項各号を削り、同条第7項中「前項各号」を「同条第1項各号」に改め、同条第9項中「第6項各号」を「省令第14条第1項各号」に改める。</p> <p>第12条第1項中「この条において」を削る。</p> <p>第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。</p> <p>「(心理的な負担の程度を把握するための検査の実施)</p> <p>第13条 市長は、法第66条の10第1項の規定により、職員に対し、定期的に、心理的な負担の程度を把握するための検査を実施する。</p> <p>2 前項の検査の実施について必要な事項は、市長が別に定める。」</p> <p>(2) 施行日</p> <p>公布の日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>特になし。</p>								
2. 経過（現時点に至るまでの経過）								
3. 留意事項（問題点等）								
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>								
5. 審議結果								

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。